

愛知県単位互換制度

愛知県内すべての4年制大学が加盟する愛知学長懇話会において締結された「単位互換に関する包括協定」は、加盟大学に所属する学生が他の大学で開講される様々な科目を履修し、所属する大学の単位として認められる制度です。

出願条件

■出願可能学年

本学の出願可能学年は1～3年生です。4年生は履修申込み(出願)ができません。また、本学での単位修得状況がよくない学生は本学での履修を優先し、申込みは控えてください。

各科目に設定されている出願条件については(対象学年等)、「講義概要」を参照してください。

■年間履修制限単位数

年間履修制限単位数は4単位です。この単位は本学の履修登録制限単位に含みません。

出願手続き

■出願票記入

3月中旬頃、愛知学長懇話会ホームページに「各大学の開放科目」「講義概要」「科目開設大学概要」が公開されます。これらの情報を参照した上で、所定の出願票に必要事項を記入してください(1科目につき1枚)。

出願票は、愛知学長懇話会ホームページからダウンロードするか、本学教務センター窓口で受け取ってください。

■出願票提出期間・提出先

出願票の提出期間は、年に1回4月上旬のみです(提出期間の詳細はCHUKYO ALBO「お知らせ」で通知)。秋学期開講科目についても4月上旬に出願票を提出する必要がありますので注意してください。

提出先は本学教務センター窓口です。

■履修の可否

科目開設大学で履修の可否が審議された後、所属大学に結果が通知されます。科目によっては出願票に記入された「志望動機」に基づいて履修者の選考が行われる場合がありますので、「志望動機」は明確かつ具体的に記入してください。

出願者本人への履修可否通知は、4月下旬に、本学教務センターから行います。

■受講料

受講料は無料です。ただし、科目によっては、実験・実習等に必要の実費について必要となる場合があります。

履修手続き

■履修手続き

履修許可の通知を受けた学生は、科目開設大学の指示に従って所定の履修手続きを行うことになります。また、履修登録日程の関係上、科目開設大学において履修者決定までの間、その授業の仮受講が認められていますので、出願票のコピー(本人控)を携帯し、仮の受講票とすることができます。

履修許可された後(授業期間の途中も含む。)の科目の受講の取りやめは原則としてできません。

■賠償責任保険加入

履修許可の通知を受けた学生は、学生教育研究災害傷害保険付帯の賠償責任保険に加入していただきます(340円)。

身分について

履修手続きを完了した学生は、科目開設大学で「単位互換履修生」又は「特別聴講学生」となります。科目開設大学によっては身分証明書が発行されます。単位互換履修生(特別聴講学生)は、科目開設大学の施設(図書館等)を利用することができますが、科目開設大学のルールを良く理解しそれに従った行動をしてください。

単位互換履修生(特別聴講学生)となった学生への連絡

単位互換履修生(特別聴講学生)となった学生への休講等の連絡については、原則として科目開設大学からの案内を確認してください。

単位認定

単位互換履修生(特別聴講学生)は、履修許可を受けた科目を履修し、当該科目の試験に合格すれば本学の卒業所要単位として単位認定を受けることができます(下表参照)。

ただし、他大学での履修科目と本学での履修科目が類似した内容である場合は、その程度により、試験に合格していても単位認定できないことがあります。

成績は学期末に教務センターからCHUKYO ALBOにて通知します。なお、試験に合格した場合の成績評価は、認定「N」とします。

学部	認定上限 単位数	認定区分
文	4単位	全学共通選択単位
国際		フロート単位
心理		全学共通選択単位
現代社会		
法		
総合政策		
経済		
経営		
工		学部固有選択単位
スポーツ科		全学共通選択単位